

飛驒国は東国か西国か

——「鎌倉幕府支配の西国と東国」追考——

はじめに

鎌倉期に入ると、列島には、一次的中心たる京都に加え、鎌倉を二次的中心とする、ふたつの領域的構造が生ずる。⁽¹⁾ 京都と鎌倉を中心として、西側と東側のさまざまな領域が生まれては、消えゆくなか、承久三年（一二二二）六月、承久の乱の終結を経て、いわゆる六波羅探題が成立すると、やがて六波羅が管轄する西国（以下「《西国》」）と、関東が管轄する東国（以下「《東国》」）とに収斂することになる。⁽²⁾

かねて拙稿「鎌倉幕府支配の西国と東国」（以下「旧稿」）では、次の三点を目的として検討を試みた。第一に、個々に地域的特質をもつ「東国」「北国」「畿内近国」「鎮西」⁽³⁾が、「西国」と《東国》へと分かれていく過程に関する通時的分析。第二に、《西国》における「畿内近国」「鎮西」と朝廷・幕府支配の関係についての評価に関する包括的検証。第三に、平安期から南北朝期以降にかけての連続や断続をふまえた、中世前期の西国と東国の通観的把握である。⁽⁴⁾

このうち《西国》と《東国》の確立過程については、つとに佐藤進

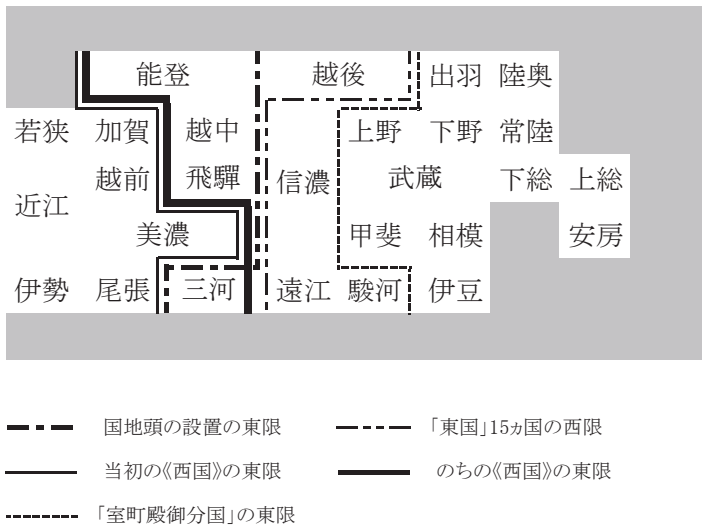


図1 鎌倉期の東西の模式図

熊
谷
隆
之

一による理解が提出され、いまなお定説となっている。承久の乱後、少なくとも文暦二年（一二三五）七月には、尾張・美濃・加賀以西が《西国》⁽⁵⁾となり、のちに永仁五年（一二九七）九月から、元応元年（二二一九）五月にかけて、三河が《東国》から《西国》に移ったとの理解である。この限りで異論はない。

しかしながら、《西国》と《東国》の境界近くの飛驒については、再考の余地を残す。佐藤進一は、天福元年（一二三三）四月、すなわち後掲する【史料1】の段階で《西国》に属した飛驒は、文暦二年七月までに《東国》となったと理解する。だが、あらためてみなおしてみると、【史料1】に引用される鎌倉幕府追加法は、天福元年どころか、承久の乱以前のものである。ゆえに、飛驒は、六波羅の管轄下にある《西国》が確立して以後、一貫して《東国》であったと「推測」しうる。以上が、旧稿の第一の目的として述べた内容の骨子である。

その後、近年にいたり、鎌倉幕府法の新たな追加集が紹介された。この追加集には、前述の追加法と、ほぼ同文のそれが引用されている。その異同からは、同追加法の年代比定などに関わる新情報がえられる。

その一方で、実は、この飛驒の問題に関する史料は、ほかにもいくつか存在する。もともと口頭報告を成稿した旧稿では、論旨の大勢に影響もないことなどから、報告と同様、あえてそれらを取りあげるにはいたらなかった。なぜ、旧稿に組み込まなかったのかは、本稿の行論の錯綜ぶりから、ご諒解いただけるかと思う。

鎌倉期の飛驒に関する残存史料は、しごく僅少である。新たに紹介された追加集を幾度か紐解くうちに、この問題に関する理解をあらた

めて深めておくことは、要須の作業であると思うにいたった。

本稿は、旧稿における「推測」を、「推断」の域に高めなるべく、鎌倉期の飛驒は《東国》か《西国》かという問題に、ふたたび取り組むものである。

一 既往の考察

新たな考察に進む前に、その前提として、旧稿で用いた史料と、それらに関する検討の過程をふりかえる。

【史料1】『吾妻鏡』天福元年（一二三三）四月一六日条⁽⁹⁾

十六日庚寅。大風以前出挙者、不_レ論_二上下親疎_一、停_二止一倍_一、以_二三五把利_一可_レ為_二一倍_一之由、被_レ定。遍_レ為_レ令_二下_一知諸国、差_二定奉行人_一、被_レ注_二遣六波羅_一云々。

一手

宗監物孝尚^(能定)_{十ヶ国}

尾張 伊勢 伊賀 美濃 近江 若狭 摂津 河内 飛驒
越前

一手

治部丞宗成^(九ヶ国)

山城 丹波 丹後 但馬 因幡 出雲 石見 長門 伯耆

一手

左衛門尉明定^(坂上)_{十一ヶ国}

幡磨^{〔播〕} 美作 備前 備中 安芸 伊与^{〔予〕} 土佐 阿波 淡路
紀伊 和泉

「十六日」以下は、『吾妻鏡』の地の文で、大風に対する措置を命ずるために、奉行人三名を定めて諸国に派遣するよう、六波羅に伝達したと述べる。「一手」以下は、文書の引用部分である。文書に相当する部分を、下掲の【史料2・3】に引いた部分もあわせて、使者注文とよぶことにする。【史料1】は、【史料2】の冒頭にある「一 御使」の一行を欠く。「鎌倉幕府追加法」五五条は、【史料2】を底本とするも、『吾妻鏡』の地の文をあわせて掲載する。^⑩

【史料2】近衛家本『追加』一四八条^⑪

一 御使

一手 宗監物孝尚^{〔十ヶ国〕}

河内 摂津 伊賀 伊勢 尾張 近江 飛驒 若狭 越前
美濃

一手 治部丞実成^{〔九ヶ国〕}

山城 丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見 長門
一手 左衛門尉明定^{〔十二ヶ国〕}

播磨 美作 備前 備中 安芸 伊与^{〔予〕} 土左^{〔佐〕} 阿波 淡路
紀伊 和泉

陽明文庫に伝来した追加集の一カ条である。「鎌倉幕府追加法」五五

条は、「一 御使」の「一」を省くかたちで掲載する。【史料1】とくらべると、国名の記載順序とともに、使者の名前に異同がある。姓未詳の宗成ないし実成については、次章で詳しくみる。以下では、さしあたり、姓未詳宗成とよぶことにする。

【史料1・2】ともに気にかかるのは、『吾妻鏡』の地の文を除くと、使者注文の部分が年月日を欠く点である。『吾妻鏡』には、錯簡などの誤りが多々あることは、よく知られる。念のため、まず、姓未詳宗成について『吾妻鏡』を繰ってみると、宗成ないし実成なる人物は、【史料1】の宗成のほか、みいだせない。^⑫

坂上明定は、『吾妻鏡』に三カ所みえる。二回目となる【史料1】に続く三回目、つまり終見は、嘉禎三年（一二三七）一〇月の死を伝える同四年五月の記事である。それに対し、【史料1】にさきだつ一回目、すなわち初見は、元久元年（一二〇四）四月の記事で、意外にも、【史料1】は、二九年ぶりの登場となる。

惟宗孝尚は、『吾妻鏡』に一三カ所みえる。うち一二カ所は、寿永三年（一一八四）四月から建暦三年（一二二三）一〇月の記事で、それに続く終見の【史料1】は、あろうことか、二〇年ぶりの登場となる。かような年代の極端な偏りは、あまりにも不自然である。これまで追加法とされてきた使者注文の部分は、『吾妻鏡』の切り貼り間違いで、三名が登場する年次の分布からみて、もともとは承久の乱以前のものともてよからう。——というよりも、いまにして思うに、内容や書式からみて、追加法とみなすべきかさえ、いささかの躊躇を禁じえない。本稿で、使者注文と称したゆえんである。

いずれにしても、使者注文の部分が承久の乱以前のものであるとすれば、飛驒が一時でも《西国》に属した根拠は消える。そのうえで、佐藤進一の飛驒以外に関する論旨に学ぶならば、飛驒は、六波羅管国としての《西国》が確立して以後、一貫して《東国》であったことになる。

かくて旧稿では、「六波羅所管のいわゆる《西国》とは、尾張（のち三河）・（飛驒ふくまず）美濃・加賀以西であった」と「推測」し、定説たる佐藤進一説の、ほんのごく一部にすぎないけれども、多大なる学恩を蒙った泰斗の理解に対し、疑義を呈する仕儀と相なったわけである。

二 姓未詳宗成

次に、近年にいたって紹介された、新たな追加集にみえる使者注文の部分を掲出する。

【史料3】丹波篠山市教育委員会所蔵『貞永式目追加』七四条⁽¹⁵⁾

関東御成敗状 承久兵乱以後地頭所務事。

御使

一手 宗監物孝尚^{十ヶ国}

尾張 伊勢 伊賀 美濃 近江 越前 河内 若狹 摂津 飛驒

福国之時、
可国司命也。
(ママ)

一手 治部丞実成^{九ヶ国}

山城 丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見 長門
一手 左衛門尉明定^{十二ヶ国}
播磨 美作 淡路 紀伊 備前 備中 安芸 伊与^五 土左^佐 阿波
和泉

この追加集の概要については、これを紹介し、綿密な分析を加えた渡邊正男らの論考を参照されたい。⁽¹⁶⁾「御使」以下が、使者注文の部分にあたる。あわせて掲げた「関東御成敗状」以下の一行は、七四条から九四条まで条文が連続する部分全体の見出しで、その割注には「承久兵乱以後」とみえる。

渡邊正男は、同追加集の内容の成立を、弘安初年（一二七八）ごろと推定する。その一方で渡邊は、この追加集には追加法とは認めがたい、ないしは、みなしうるか判断に迷う条文がふくまれることも指摘している。⁽¹⁷⁾

追加集には、追加法以外もふくまれることがあるという点では、【史料3】の使者注文も、その一例になるかもしれない。さらにいえば、【史料1】で『吾妻鏡』の編者が使者注文の部分を、承久の乱以後の、しかも追加法として引用したひとつの要因は、かなり古い段階で成立していた、この追加集じたいか、その祖本、ないしは似た体裁をもつ追加集を参照して記事を作成したことに、おそらくは求めうる。追加集の作成や『吾妻鏡』の編纂をめぐる事情を考えるうえで、すこぶる貴重な事例かと思われる。心に留めておきたい。

もうひとつ注目されるのは、【史料3】に姓未詳宗成の実名としてみ

える実成である。実成と記す史料を【史料2】に続いて確認しえたことになり、逆に、宗成と記すのは、依然、【史料1】のみということになる。

そこで、はじめにも述べたように、旧稿であえて取りあげなかった今度は既知の史料を、やや長文ながら、摘記して掲出する。

【史料4】『関東開闢皇代并年代記』⁽¹⁸⁾

(前略)

一、鎌倉執権次第

建久三年連署下文

(中略)

同四年(建久) 五年 六年 七年 八年

前右大將家政所下

可
、
、
、
、
、
、

右、
、
、
、
、
、
、
、

案主清原

武藏大蔵承頼平。
令大蔵承藤原

知家事中原

(中略)

建曆元年

案主清原 実成

令凶書允清原清定

知家事惟宗宗監物孝実尚

(中略)

同五年
同六年

令図書允清原清定

案主菅野景盛。
知家事惟宗孝実。
[尚]

(後略)

注目すべきは、源頼朝・頼家・実朝家政所の案主を務める清原実成である。実際に、現存する発給文書をみると、実成の初見は、建久四年（一一九三）四月の源頼朝家政所下文案、終見は建暦元年（一二二一）九月の源実朝家政所下文案である。¹⁹【史料4】の記載と、まさに照応する。実成は『吾妻鏡』にみえぬものの、【史料4】にみえる治部大夫実成は、【史料1～3】の治部丞宗成ないし実成が叙爵したのち、おそらく、壮年期以降の呼称ということになる。

宗成が実成かといえば、【史料4】には、知家事としてみえる惟宗孝尚のように、個々の用字に注意を要する部分もある。しかし、後述する理由から実成が正しく、孝尚の存在もふまえるならば、まさしく清原実成、その人とみて間違いなからう。

かくて【史料1】の姓未詳宗成あらため清原実成は、史料上、実に二二年ぶりの登場ということになる。二九年ぶりの坂上明定、二〇年ぶりの惟宗孝尚とあわせて、使者注文が承久の乱以前の史料であるという旧稿の「推測」は、ますます確たるものとなるかと思う。

宗成が実成かに話をもどすと、実成である理由として、清原実俊の存在がある。奥州藤原氏の滅亡後の文治五年（一一八九）九月、源頼朝は、陸奥と出羽の省帳と田文を入手しようとしたが、それらは平泉で焼失していた。そこで、古老に尋ねたところ、陸奥の住人豊前介実

俊と弟の橘藤五実昌が故実に詳しいというので、召しだして子細を聞くことにした。

すると、兄弟は、両国の絵図や券契の内容をそらんじていて、それらは奥羽の田畠山野河海をほぼ網羅していたため、兄弟は源頼朝から御感の仰せをこうむり、召しかかえられた、との史話が知られる。²⁰ここにみえる豊前介実俊こそ、建久二年（一一九一）正月、源頼朝の政所吉書始で、公事奉行人に名を連ねることになる清原実俊にほかならない。²¹

森幸夫らの周到な整理によると、鎌倉幕府開創期の吏僚は、^①御家人、^②東国在住の元官人、^③いったんは仇敵に属した者や降人、^④京下り官人、などに分類される。²²寛治元年（一一八七）、後三年の役で滅亡したともいわれる出羽の清原氏の一族が、奥州藤原氏のもとを経て、そのうち清原実俊の兄弟が源頼朝に仕えたことになる。^⑤にふくまれる人物といえる。

加えていえば、同じく源頼朝に吏僚として仕えた清原実俊と清原実成は、氏姓と実の字の一致から、近親である可能性が浮上する。史料上における清原実俊の初見は、前述した文治五年九月、過去の話をさかのぼって記す史料を除いた事実上の終見は、建久三年八月である。²³

これに対して、清原実成は、さきにみたように、建久四年四月以降、史料上に登場する。両人は、まさに入れかわるようなかたちで史料上にみえ、ともすると親子ではないかと憶測する。いずれにせよ、ふたりが近親であることは、動かないのではないかと思う。余聞ながら、森幸夫は、清原実成を^⑥京下り官人とするが、清原実俊と同じく、^⑦に

ふくまれる人物とすべきであろう。

ともあれ、次のように小括しうる。【史料一】の姓未詳宗成こそは、清原実成にほかならず、確実なところでは、承久の乱以前にのみ、実在が認められる人物なのであった。

三 惟宗孝尚

次に、【史料四】で源実朝家政所の知家事としてみえる惟宗孝尚についてみる。【史料四】は、その実名を孝実と記す。しかし、例えば、引用した「一、鎌倉執権次第」以下の部分でいうと、武藤を武蔵としたり、菅野を矢野と記した箇所もある。『吾妻鏡』が、ことごとく孝尚と記していることからすれば、孝尚が正しいと判断しうる。

惟宗孝尚の史料上の初見は、寿永三年（一一八四）四月、【史料一】を除いた終見は、建保五年（一二二七）八月である。²⁴【史料一】は、『吾妻鏡』のみでは二〇年ぶりであったが、その他もふくめて一六年ぶりの登場ということになる。

惟宗孝尚の出自については、清原実成の実の字と同じく、孝の字がその手がかりとなる。鎌倉初期以前について、惟宗氏の人物を探してみると、平安中期以降、たびたび官史などを務めた「孝近―孝言―孝忠―孝長」と連なる家系にいきあたる。²⁵このうち、孝親と孝忠は、官史も務めた。これとは別に、系図にはみえないものの、惟宗孝忠の息に惟宗孝資がおり、²⁶官史を務めたのち、長寛二年（一一六四）七月まで史料上にみえる。²⁷先述のとおり、惟宗孝尚の初見は、寿永三年四月

で、時期も近い。

もうひとり、ここで取りあげておきべき人物として、平安中期の人物とは同姓同名で別人の惟宗孝親がいる。鎌倉幕府の研究上では、宗孝親とよぶほうが、とおりがよからう。建久七年（一一九六）十一月、安芸の守護在任が確認でき、承久の乱で京方として没落する。孝親は、安元元年（一一七五）二月の史料に「大学允正六位上惟宗朝臣孝親⁽²⁹⁾」とみえ、源頼朝に仕える前は、下級官人であった。

確認しえた系図による限り、惟宗氏で孝の字を通字に用いる家系は、平安中期の惟宗孝親以下の一族に限られる。惟宗孝尚は源実朝家政所の知家事、惟宗孝親は安芸の守護として同じ時期に仕えた。さきの分類でいうと、どちらも①京下り官人に属し、ややもすると兄弟かもしれない。少なくとも、同族であることは確かかと思う。

ちなみに、鎌倉初期の惟宗孝親は、徳治三年（一一三〇）八月の史料に「宗左衛門尉範親⁽³⁰⁾」とみえる。『国史大辞典』をはじめ、宗孝親の実名を「たかちか」とする辞典類も散見するが、この一族は、孝の字を「のり」と訓じた。

清原実成と惟宗孝尚をめぐる問題に話をもどせば、ふたりが史料上に併行してみえる時期は、建久四年（一一九三）四月から建暦元年（一二二一）九月の、一八年あまりである。【史料4】には「治部大夫実成」とある。これが上述のごとく、壮年期以降の呼称であるとすれば、【史料1～3】の使者注文にみえる「治部丞」こと姓未詳宗成あらため清原実成は、比較的早期の呼称ということになる。

とはいうものの、『吾妻鏡』によると、使者注文にみえる「宗監物」

こと惟宗孝尚の初見は、建暦三年一〇月なのに対し、それにさきだつ「宗掃部允」こと孝尚の終見は、建暦元年十二月である。⁽³²⁾繰り返せば、清原実成は、建暦元年九月を最後に史料上から姿を消す。その終見たる源実朝家政所下文案の実成の署判は、「⁽³¹⁾」の二文字を欠く。この事実は、何を意味するのか。

ともかくも、使者注文は、「宗掃部允」こと惟宗孝尚が建暦元年二月を経て、その後に「宗監物」となつてから、同年九月よりものち、清原実成の活動期が終わる前までの、きわめて限られた時期に作成された文書ということになる。

ゆえに、次のように結論しうる。清原実成と惟宗孝尚の活動や、その名乗りに鑑みるに、使者注文は、やはり承久の乱以前のものと「推断」せざるをえない、と。

おわりに

まわりくどくて、成功したのかどうか、心もとないが、以上が、飛驒が一貫して《東国》であったことを、「推測」にとどまらず、「推断」の域に高めるための、いまの筆者にできる限りの考証である。科学哲学の知見を引くまでもなく、完全な「実証」など、不可能だが。——請うらくは、「反駁」を。

いずれにせよ、飛驒が一時でも《西国》に属した根拠は、なくなつた。あらためて思うに、飛驒が二年あまりの短期間に《西国》から《東国》に移つたというのも、この手の史料が断片的にしか残らぬなか、あ

まりに折良く、不自然といわざるをえない。

とはいえ、本稿をかたちにする作業をつうじて、飛驒にとどまらず、新たに分かりはじめたあれこれのほうが、果実としては大きいものかもしれない。

貞永二年（一二三三）三月末、少なくとも畿内近国を、おそらくは列島の広域を大風が襲った。藻壁門をはじめ、鴨川をのぞむ法成寺では薬師堂、北御堂、廻廊が、大和では春日山の樹木の多くが顛倒するなど、苛烈をきわめた。⁽³³⁾

貞永二年は、同年四月一五日、天福元年（一二三三）に改元する。

『吾妻鏡』の編者が【史料1】の地の文で記したのは、この大風をさす。編者がこの大風と、例の使者注文を結びつけた理由は、分からない。しかし、【史料3】のような、鎌倉中期にすでに成立していた追加集を参照したことに、ひとつの要因を求めうることは、本論中でも述べた。

ここから浮上するのは、鎌倉中期という、かなり古くに成立した追加集の段階でさえ、史料の実年代などをめぐる認識に、早くも錯誤が生じていた事実である。そのうえ、『吾妻鏡』は、すでに誤謬をふくむ、そうした追加集を利用しつつ、編纂されたことになる。

追加集の作成や『吾妻鏡』の編纂をめぐる事情については、実に多くの知見が蓄積されている。けれども、その実態については、今後とも、より深く掘り起こしていく余地が、どうやらありそうである。

かような実りとは逆に、かえって分からなくなったこともある。例えば、『吾妻鏡』における清原実成と惟宗孝尚である。これまた本論中でも述べたように、【史料1】を除くと、孝尚は一二カ所に登場する。

ところが、実成は一カ所も登場しない。繰り返しになるが、実成と孝尚は、将軍家政所の案主と知家事である。

かつて別稿で、『吾妻鏡』から、おそらくは編者によって意図的に、ひとりとは溶暗のごとく「抹消」され、もうひとりとは実在じたいを「抹殺」された、「ふたりの為時」の存在に光をあてたことがある。北条（阿蘇）時定あらため為時と、北条（荊田）時継あらため為時である。⁽³⁴⁾

政変や後継問題との関わりは、今回の「ふたり」にみうけられない。それなのに、同じ時期に同じような立場にいた彼らは、『吾妻鏡』における登場のしかたが、なにゆえ、かくまで対照的なのか。やはり『吾妻鏡』の編纂をめぐる事情が関係するのかと思う。でも、その理由は、分からない。

鎌倉幕府研究は、古くからの、世にも重厚な研究史をもつこともあり、それが高い壁になっているのか、お世辞にも盛んとはいえない。新たにこれに取り組もうものなら、陥穽に填まるがごとし、といえ、いすぎかもしれないが。

とはいえ、検討を進めれば進めるほどに、解き明かすべき問題が、まだまだ多くあること、かえって増えていくこと、しかし、それらに取りつくべき余地は、じゅうぶんにあることを実感する。歩き続けたいと思う。

注

(1) 村井章介「中世日本列島の地域空間と国家」(同『アジアのなかの中世

- 日本』校倉書房、一九八八年。初出一九八五年)。
- (2) 本稿では、鎌倉・六波羅・博多におかれた鎌倉幕府の各機関を「関東」「六波羅」「博多」とよび、探題は各長官、「鎌倉幕府」という名辞は、その総称の意で用いる。
- (3) 熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」(『日本史研究』五四七号、二〇〇八年)。
- (4) 熊谷隆之「鎌倉幕府支配の西国と東国」(川岡勉編『戎光祥中世史論集第一巻 中世の西国と東国——権力から探る地域的特性——』戎光祥出版、二〇一四年)。
- (5) 「鎌倉幕府追加法」八三条(以下「中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法」)。
- (6) 「東大寺文書」一一四—四四、永仁五年九月日、東大寺学侶等申状案(鎌倉遺文『二六巻一九四六四号』。『鎌倉年代記』元応元—二年条裏書(増補『続史料大成』本)。
- (7) 佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(岩波書店、一九九三年、初出一九四三年)。以下、佐藤の見解はこれによる。
- (8) 「第五一回中世史サマーセミナー」のシンポジウム「中世の西国と東国」における口頭報告「鎌倉幕府支配の西国と東国」(愛媛県松山市、二〇一三年八月二四日)。
- (9) 『吾妻鏡』天福元年四月一六日条(以下『新訂増補 国史大系』本)。
- (10) 「鎌倉幕府追加法」五五五条。
- (11) 近衛家本『追加』一四八条(『陽明叢書 記録文書篇 第九輯 法制史料集』)。条の数詞は、同追加集の冒頭の、欠落がある「追加目録」のそれによらず、条文の実数順で記した。
- (12) 以下、御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』(吉川弘文館、一九七一年)を参照。なお、『吾妻鏡』の編纂方法などについて幅広く論じた重厚な成果として、五味文彦『増補 吾妻鏡の方法(新装版)——事実と神話にみる中世——』(吉川弘文館、二〇一八年、初出一九九〇年)、近年までの『吾妻鏡』研究を的確に整理し、今後のめざすべき方向性を鋭く提示した論考として、高橋秀樹「『吾妻鏡』について実証的に考える」(『軍記と語り物』五九号、二〇一三年)をあげておく。
- (13) 『吾妻鏡』元久元年四月一日条、嘉禎四年五月一日条。
- (14) 『吾妻鏡』寿永三年四月三日条、建暦三年一〇月一八日条など。
- (15) 丹波篠山市教育委員会所蔵『貞永式目追加』七四条。同史料は、国文学研究資料館「国書データベース」(<https://kokushonijia.jp>)の「書誌検索」をつうじて、画像を閲覧できる。
- (16) 渡邊正男「史料紹介 丹波篠山市教育委員会所蔵「貞永式目追加」(『史学雑誌』一二八編九号、二〇一九年)。木下竜馬「新出鎌倉幕府法令集についての一考察——『青山文庫本貞永式目追加』——」(『古文書研究』八八号、二〇一九年)。
- (17) 渡邊正男「史料紹介 丹波篠山市教育委員会所蔵「貞永式目追加」(前掲)。
- (18) 「関東開闢皇代并年代記」(『続国史大系 第五巻 吾妻鏡 下』)。
- (19) 「曾根崎元一氏所蔵文書」建久四年四月三日、源頼朝家政所下文案(鎌倉遺文『二巻六六五号』。「新修東大寺文書聖教」東大寺大勧進文書集、四六号、建暦元年九月一日、源実朝家政所下文案(吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺文書聖教」の研究」『南都仏教』九一号、二〇〇八年)。
- (20) 『吾妻鏡』文治五年九月二四日条。
- (21) 『吾妻鏡』建久二年正月一五日条。
- (22) 目崎徳衛「鎌倉幕府草創期の吏僚について」(『三浦古文化』一五号、一九七四年)。森幸夫「執権政治期幕府奉行人の出自の検討」(同『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年。初出二〇〇一年)。以下、森の見解はこれによる。
- (23) 『吾妻鏡』建久三年八月五日条。
- (24) 『吾妻鏡』寿永三年四月三日条。『禰寝氏正統世録系譜』建保五年八月

二二日、源実朝家政所下文写（『鎌倉遺文』四卷二三三二号）。

- (25) 『惟宗系図』（東京大学史料編纂所蔵写本）。以下、永井晋『官史補任』（統群書類従完成会、一九九八年）を参照。

- (26) 『兵範記』仁平四年六月二十四日条（増補 史料大成）本。

- (27) 『陽明文庫所蔵兵範記仁安二年秋巻紙背文書』長寛二年七月一日、文殿官人告朔解（『平安遺文』七卷三二八七号）。

- (28) 『新出厳島文書』五〇号、嘉禎四年九月日、厳島社神官等重解（『鎌倉遺文』七卷五三一〇号）。石井進「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」（『石井進著作集 第一巻 日本中世国家史の研究』岩波書店、二〇〇四年。

初出一九五七〜六八年）を参照。鎌倉期の守護の任免については、佐藤進一「増訂 鎌倉幕府守護制度の研究——諸国守護沿革考証編——」（東京大学出版会、一九七一年、初出一九四八年）。

- (29) 『玉葉』安元元年二月八日条（『図書寮叢刊』本）。角重始「鎌倉幕府と西国社会」（『史学研究』一八三号、一九八九年）を参照。

- (30) 「東寺百合文書」無号二〇・な函五七、徳治三年八月日、佐伯清基申状案（『鎌倉遺文』三〇卷二三三六四号「後半のみ掲載」、『鎌倉遺文』補遺編・東寺文書二巻無号「二三三頁」）。

- (31) 『国史大辞典』「そうたかちか 宗孝親」の項（杉橋隆夫執筆）など。錦織勤「鎌倉幕府と芸備両国」（『広島県史 中世 通史Ⅱ』Ⅰ一、広島県、一九八四年）、角重始「芸備の荘園・公領」（同前、Ⅰ三「前掲」）を参照。

- (32) 『吾妻鏡』建暦元年二月一日条、建暦三年一〇月一八日条。

- (33) 『百練抄』貞永二年三月二九日条（新訂増補 国史大系）本。『明月記』

貞永二年三月二九〜三〇日条（『冷泉家時雨亭叢書』本）。

- (34) 熊谷隆之「ふたりの為時——得宗専制の陰翳——」（『日本史研究』六一一号、二〇一三年）。

【付記】

本稿の執筆は、令和五年（二〇二三）度の前期、京都大学大学院人間・環境学研究科の「日本歴史社会論2A」、同総合人間学部部の「日本歴史文化論ⅡA」、同大学院文学研究科・文学部の「日本史学（特殊講義）」、以上を兼ねる講義の開講に際し、関連する内容を準備する過程で、旧稿であえて利用しなかった史料があるのを、長らく失念していたことに、ようやく思いいたり、ふたたび調べなおすうちに、やはり文章化しておくべきだと考えたことを機縁とする。受講生に感謝する。